

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

(令和8年7月1日現在)

鳥栖市契約事務規則第23条の2の規定により、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の発注見通しを公表します

※地方自治法施行令第167条の2第1項・・・地方公共団体が随意契約できる場合が定めてあり、第3号では、シルバー人材センターや障害者支援施設などの福祉関係施設等との随意契約について定めてあります

※鳥栖市契約事務規則第23条の2・・・上記により随意契約を行う場合は、あらかじめ発注見通しを公表するよう定めています

令和8年度発注予定業務一覧表						
番号	担当課	業 務 名	期 間	業 務 内 容	契約時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準
1	選挙管理委員会事務局	佐賀県知事選挙選挙公報配布業務	約1週間	佐賀県知事選挙選挙公報の全戸配布	第3四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約
2	選挙管理委員会事務局	鳥栖市長選挙選挙公報配布業務	約1週間	鳥栖市長選挙選挙公報の全戸配布	第4四半期	高齢者福祉の増進に関する事業を行う地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内の施設等との随意契約